

2019年度 基本方針・事業計画

ここ数年、国は地域共生社会の実現に向けて地域住民の主体的な参画を促し、より身近なところで行政や関係機関との協働による新しい時代の社会福祉のあり方を模索しつつ推進してきております。我々社会福祉士は、これまでソーシャルワークを実践する専門職として社会的認知を受けつつ期待されてきましたが、とりわけこの地域共生社会の実現には、これまで以上の実践力としっかりとした知識や根拠に基づく積極的なソーシャルアクションが求められております。その様な中で、昨年は、道民のみなさまの新たな時代のニーズに応えられるように実践力の向上と積極的なソーシャルアクションを展開することを基本方針に掲げさせていただきましたが、ここ数年の傾向として、今年度もこの基本方針の下、本会における各種事業を展開させていただく姿勢に変わりはありません。

ただ、昨年度は、この大きな流れとは別に、本会が始まって以来の大きな出来事が二件発生致しました。一件は、会員による横領事件が発生し不祥事対応を余儀なくされたこと、もう一件は、道内で起きた自然災害に初めて組織的な支援体制で臨んだことでした。不祥事案については、積極的に地域共生社会の実現に貢献しなければならない本会としての立場を危うくする出来事として深く反省をし、「専門職の倫理」を遵守すべく再発防止に取り組まなければならないと思っていますし、自然災害支援については、いつ何処で起こっても対応できる備えを行っておく事の大切さを改めて教えられました。

前段でお示した基本方針に加えて、今年度は、特に昨年起きた大きな出来事を教訓として、本会で実施する事業のあらゆる場面を通じて何らかの対応策を意識的に組み込むように努力をしてみたいと思います。

1. 基本方針と重点的取り組み

(1) 北海道社会福祉士会と地区支部間の連携強化と積極的ソーシャルアクションの実施

- ① 北海道社会福祉士会全体で取り組むことと地区支部の担うべき役割を再確認し積極的に地区支部事業を支援していく
- ② 昨年起きた自然災害を教訓とし、地区支部の相互連携による支援システムを早期に構築する
- ③ 成年後見制度利用促進法における計画策定など実施主体となる市町村への働きかけが必要なものについて地区支部及び他団体と協働しながら取り組む
- ④ 看過されがちな少数者の福祉ニーズにも応えられる体制を強化するため、委員会体制や研修など事業の在り方の見直しを行う
- ⑤ 司法福祉や教育現場をめぐる新たな福祉ニーズに応えるよう努力する

(2) 新生涯研修制度の充実と実践力強化に向けた取り組み

- ① 北海道社会福祉士会全体で取り組むことと地区支部の担うべき役割を再確認し、スーパービジョンを含めた基礎研修事業の体制を安定させ、オール北海道として事業の推進に取り組む
- ② 専門研修の認証を増やす取り組みを継続して行う

(3) 事業の効率化と財務健全化

- ① ICTを活用した会員サービスを検討・導入するとともに日本社会福祉士会に対し北海道の地域特性を考慮したシステム開発の推進を継続して要望してゆく
- ② 徹底した事業の効率化を図り、健全な財政基盤の構築を目指す

(4) 倫理綱領及び行動指針遵守の徹底

会員による不祥事を受けて、再発を防止し、道民のみなさまの信頼回復に資する意味においてより一層社会福祉士の倫理綱領及び行動指針遵守の徹底に努める